

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成20年1月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
株式会社ヨークベニマル 代表取締役社長 大高 善興
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル多賀城店
多賀城市高橋4丁目3番5号
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ヨークベニマル 代表取締役社長 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目18番2号
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 多賀城市高橋4丁目3番5号
多賀城市高橋土地区画整理事業地内22-1 他17
(変更後) 多賀城市高橋4丁目3番5号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ヨークベニマル 代表取締役社長 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目18番2号
有限会社玉川屋 代表取締役 千葉 稔
多賀城市山王字町浦78番地の3
株式会社プラザクリエイト 代表取締役 大島 康広
愛知県名古屋千種区今池四丁目1番29号
(変更後) 株式会社ヨークベニマル 代表取締役社長 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目18番2号
株式会社プラザクリエイト 代表取締役 大島 康広
東京都千代田区五番町1番地市ヶ谷大郷ビル7F
- 5 変更の年月日
(1)については平成20年9月25日、(2)については平成15年2月9日

- 6 届出年月日
平成20年1月21日
- 7 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び多賀城市役所
- 8 縦覧期間
平成20年1月30日から平成20年5月30日まで（ただし，閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。